

府子本第 897 号
3 初幼教第 11 号
子保発 0902 第 1 号
令和 3 年 9 月 2 日

各 都道府県知事 殿

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）
（ 公 印 省 略 ）

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）
（ 公 印 省 略 ）

文部科学省初等中等教育局幼児教育課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省子ども家庭局保育課長
（ 公 印 省 略 ）

「施設型給付費等に係る処遇改善等加算 に係る研修受講要件に
ついて」の一部改正について

施設型給付費等に係る処遇改善等加算 に係る研修受講要件については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算 に係る研修受講要件について」（令和元年 6 月 24 日付け府子本第 197 号・元初幼教第 8 号・子保発 0624 第 1 号内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）、内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長及び厚生労働省子ども家庭局保育課長連名通知）により取り扱われているところであるが、今般、上記通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 3 年 9 月 3 日から適用することとしたので通知する。

各都道府県におかれては、十分御了知の上、貴管内の市町村（特別区を含む。）に対して遅滞なく周知を図られたい。